

7. (Gno.16) 紛争解決の手続法的課題 (比較民事訴訟法研究会)

代表：二羽 和彦

1989/02/16 (承認) 1989 年度 (開始)

【研究の目的】

現代社会において生ずる紛争はますます多様化の傾向にあり、一方で訴訟制度がどのような紛争を取り込んで処理すべきかの限界が問われるとともに、他方では新しいタイプの紛争の処理のために訴訟手続の方でどのような道具立てを用意すべきかが問われている。また、伝統的なタイプの紛争についても、わが国の実情に即した効率的な訴訟制度にするための改善の方策が追求されなければならない。訴訟の代替的紛争処理方式も含めて、わが国の理論・実務の前進に寄与するために、広く比較訴訟法的基礎研究を試みるのが、本研究会の目的である。

【研究活動及び成果】

総括

2022 年度も、2021 年度に続き、新型コロナ禍の下、研究活動を継続することが困難な状況にあったと同時に、年度末にはキャンパスの移転作業も必要となったため、グループとしての活動も不十分なものとなった。2023 年度は、キャンパスの移転作業が落ち着くのを待って、グループとしての活動を本格化したいと考えている。

口頭発表

日時：2022 年 9 月 16 日 (金) 18 時～

場所：中央大学市ヶ谷キャンパス 2 号館 5 階 2501 教室 (対面とオンライン配信のハイブリッド)

報告者：CHOLCHAWALIT KANOKPAN (Cholchawalit Kanokpan) (中央大学大学院法学研究科後期博士課程 3 年)

テーマ：「仲裁廷による保全処分の審理手続：一方審尋を中心として」